諫早市空家等対策の推進に関する条例

平成３０年７月５日

条例第２４号

（目的）

第１条　この条例は、空家等の適切な管理の促進に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な生活環境の形成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（当事者間における解決の原則）

第３条　空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

（所有者等の責務）

第４条　空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において空家等を適切に管理しなければならない。

（市の責務）

第５条　市は、この条例の目的を達成するため、空家等に関する対策の実施その他の空家等の適切な管理に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の協力）

第６条　市民は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の増加の防止を図るため、市内の空家等に関する情報を市に提供するほか、市が実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

（緊急安全代行措置）

第７条　市長は、空家等の適切な管理が行われていないことに起因して他人の生命、身体及び財産に対する危険が切迫しており、かつ、当該空家等を放置することが公益に反すると認める場合は、当該危険を回避するために必要な最低限度の応急措置（以下この条において「緊急安全代行措置」という。）を講ずることができる。

２　市長は、緊急安全代行措置を講ずるときは、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならない。

３　市長は、緊急安全代行措置を講じたときは、当該措置のため支弁した費用を所有者等に対し求償するものとする。

（関係機関との連携）

第８条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（諫早市空家等対策協議会）

第９条　この条例及び法の適正な運用を図るため、市長の附属機関として、諫早市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第１０条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1)　空家等対策計画に関すること。

(2)　特定空家等の認定に関すること。

(3)　法第２２条に規定する特定空家等に対する措置に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第１１条　協議会は、委員９人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　法務、不動産、建築等に関する学識経験者

(2)　警察職員

(3)　消防職員

(4)　市職員

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

３　委員の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第１２条　協議会に会長１人及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１３条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会長は、会議の議長となる。

４　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第１４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第１５条　協議会の庶務は、建設部において処理する。

（運営事項の委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（委任）

第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第１６号）

この条例は、令和５年１２月１３日から施行する。